

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社広島バスセンター
住所	広島県広島市中区基町6番27号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和3年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	自動車ターミナル業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 4853)
事業の概要	バスターミナルとショッピングセンターを運営

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出にあたっては、エネルギー管理統括者の管理下において、エネルギー管理推進者により合理的なエネルギーの使用を推進して二酸化炭素の排出抑制に努める。
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	((a-b)/a) × 100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	2,709 t-CO ₂	2,681 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		2,681 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	LED照明器具の採用等の省エネルギー対策工事による効果を推定し算出		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連續した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素（エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの）、メタン、一酸化二窒素、ハドロフルオカーボン、ハーフロカーボン及び六つ硫酸黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものという。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものという。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

LED照明器具への更新
計画期間におけるCO₂削減見込み・・・28 t

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

- 通路等の蛍光灯器具は計画的にLED器具へ更新する。
- 設備の稼働時間は随時見直しを図り不要な設備稼働を抑制する。
- 空調機を効率的に運用するため機器の整備は定期的に実施する。
- 事務所の温度設定については夏28°C、冬20°Cを目標とする。
- 外気取入量の調整を実施することで空調熱源負荷の軽減を図る。

5 その他の取組

- 照明点灯時間や設備稼働時間の見直しを継続して実施する。
- 電気温水器の電源を夏季はOFFとする。
- 不要なPC、OA機器の電源はOFFとし、離席時は節電設定とする。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オセレクト制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	株式会社広島バスセンター
事業所の所在地	広島県広島市中区基町6番27号
事業所の業種	自動車ターミナル業
事業の概要	バスターミナルとショッピングセンターを運営

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量	2,709 t-CO ₂	2,681 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量		2,681 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	計画期間中における省エネルギー工事の効果を推定し算出		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

LED照明器具更新
計画期間におけるCO₂削減見込み・・・28 t

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値の活用等)

（この部分は黄色で塗りつぶされています）

2 その他の取組

- ・ 照明点灯時間や設備稼働時間の見直しを継続して実施する。
- ・ 電気温水器の電源を夏季はOFFとする。
- ・ 不要なPC、OA機器の電源はOFFとし、離席時は節電設定とする。